

## 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書

再審は、無辜の者が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が法による制裁を受ける「冤罪」。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。

冤罪はあってはならないと誰しもが認めることでありながら後を絶ちません。

2010年の足利事件に始まり布川事件、東電OL事件など再審無罪の判決が続きました。しかし、これらの事件で再審開始が認められ無罪となる過程で大きな障害に何度も突き当たりました。これは再審法の不備が大きな原因です。

その大きな障害の一つは検察が集めた証拠を全面開示しないことに起因します。

再審請求では無実を主張する請求人と弁護士に対して、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定することがあります。再審事件で無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別なものになっていたはずです。

「通常審」では公判前整理手続きを通じて一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示にはルールがありません。その結果証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられていることは法の下での平等ではありません。

次の障害は再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることです。再審は2段階制度で裁判のやり直しを認めるか否かの「再審請求審」を経て再審裁判が開始されるわけですから、検察は再審開始決定後上訴し再審請求審をやらなくても、再審裁判で疑義の解明は可能なわけで迅速に裁判を進めるためにも上訴は禁止すべきです。

無実の者を誤った判断から迅速に救済するために、今こそ次の点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

### 1. 再審における検察手持ちの証拠の全面開示

## 2. 再審開始決定に対する検察の上訴の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣  
法務大臣 宛

千葉県我孫子市議会